

改正案

現行

<p>（有価証券通知書） 第四条（略）</p> <p>2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国会社 次に掲げる書類</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（監査等委員会設置会社において会社法第三百九十九条の十三第五項若しくは第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該執行役の決定とし、指 つたときは当該取締役会の決議及び当該取締役の決定とし、指名委員会等設置会社において同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該執行役の決定とする。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録（同法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同法第三百九十九条の十三第五項若しくは第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む。）若しくは</p>	<p>（有価証券通知書） 第四条（略）</p> <p>2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国会社 次に掲げる書類</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（委員会設置会社において、会社法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録（同法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む。）。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録（同法第三百九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）の写し若しくは優先出資法第六条第一項に</p>
---	---

同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む）。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録（同法第三百十九條第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）の写し若しくは優先出資法第六條第一項に規定する行政庁の認可（以下「行政庁の認可」という。）を受けたことを証する書面（会社法第三十二條に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

八（略）

二（略）

3～5（略）

第十六條（略）

2（略）

3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国会社の発行する有価証券 申請時又は申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二 外国会社の発行する有価証券 申請時又は基準事業年度の末日

規定する行政庁の認可（以下「行政庁の認可」という。）を受けたことを証する書面（会社法第三十二條に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

八（略）

二（略）

3～5（略）

第十六條（略）

2（略）

3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国会社の発行する有価証券 申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当

において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者（非居住者を除く。）の数

4～6（略）

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条 法第二十四条の五第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一～四（略）

四の二 提出会社に対しその特別支配株主（会社法第七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。以下この号において同じ。）

から同法第七十九条の三第一項の規定による請求（以下この号において「株式等売渡請求」という。）の通知がされた場合又は当該株式等売渡請求を承認するか否かが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合、次に掲げる事項

イ 特別支配株主から当該通知がされた場合には、次に掲げる事項

(1) 当該通知がされた年月日

該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

4～6（略）

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条 法第二十四条の五第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一～四（略）

（新設）

- (2) 当該特別支配株主の商号、本店の所在地及び代表者の氏名
(個人の場合においては、その氏名及び住所)
- (3) 当該通知の内容
- 当該株式等売渡請求を承認するか否かの決定がされた場合には、次に掲げる事項
- (1) 当該通知がされた年月日
- (2) 当該決定がされた年月日
- (3) 当該決定の内容
- (4) 当該決定の理由及び当該決定に至った過程(売渡株式等)
会社法第七十九条の二第一項第五号に規定する売渡株式等をいう。()の対価の支払の確実性に関する判断の内容を含む()
- 四の三 全部取得条項付種類株式(会社法第七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。以下この号において同じ)。()の全部の取得を目的とする株主総会を招集することが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合(当該取得により当該提出会社の株主の数が二十五名未満となることが見込まれる場合に限る。)()次に掲げる事項
- イ 当該取得の目的
- 取得対価(会社法第七十一条第一項第一号に規定する取得対価をいう。以下この号において同じ。)()の内容
- ハ 当該取得対価の内容の算定根拠
- ニ 会社法第二百三十四条の規定により一に満たない端数の処理

(新設)

をすることが見込まれる場合における当該処理の方法、当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠

ホ 当該取得対価の内容が当該提出会社の株式、社債、新株予約権又は新株予約権付社債以外の有価証券に係るものである場合は、当該有価証券の発行者についての次に掲げる事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(3) 大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に五名をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（持分会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称）

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

へ 当該提出会社が当該全部取得条項付種類株式を取得する日

四の四 株式の併合を目的とする株主総会を招集することが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合（当該株式の併合により当該提出会社の株主の数が二十五名未満となることが見込まれる場合に限る。）次に掲げる事項

イ 当該株式の併合の目的

ロ 当該株式の併合の割合

（新設）

八 会社法第二百三十四条の規定により一に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法、当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠

二 当該株式の併合がその効力を生ずる日

五・六 (略)

六の二 提出会社が株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。以下この号及び第十四号の二において同じ。）となる株式交換（当該株式交換により株式交換完全子会社（同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。以下同じ。）となる会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上に相当する場合又は当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上に相当する場合に限る。）又は提出会社が株式交換完全子会社となる株式交換が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ 当該株式交換の相手会社についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）

五・六 (略)

六の二 提出会社が株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。以下この号及び第十四号の二において同じ。）となる株式交換（当該株式交換により株式交換完全子会社（同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。以下同じ。）となる会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上に相当する場合又は当該株式交換完全子会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上に相当する場合に限る。）又は提出会社が株式交換完全子会社となる株式交換が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ 当該株式交換の相手会社についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に五名をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の

の氏名又は名称)

(4) (略)

ロへ (略)

六の三・七 (略)

七の二 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上減少することが見込まれる新設分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上減少することが見込まれる新設分割が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ 当該新設分割において、提出会社の他に新設分割会社(会社法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社をいう。以下この号及び第十五号の二において同じ。)となる会社がある場合は、当該他の新設分割会社となる会社についての次に掲げる事項

(1) (4) (略)

ロ (略)

八 当該新設分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社(会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社をいう。以下この号及び第十五号の二において同じ。)となる会社の株式の数その他の財産の内容(以下この号及び第十五号の二において「新設分割に係る割当ての内

場合にあつては、社員(定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員)の氏名又は名称)

(4) (略)

ロへ (略)

六の三・七 (略)

七の二 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上減少することが見込まれる新設分割又は提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上減少することが見込まれる新設分割が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ 当該新設分割において、提出会社の他に新設分割会社(会社法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。以下この号及び第十五号の二において同じ。)となる会社がある場合は、当該他の新設分割会社となる会社についての次に掲げる事項

(1) (4) (略)

ロ (略)

八 当該新設分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社(会社法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下この号及び第十五号の二において同じ。)となる会社の株式の数その他の財産の内容(以下この号及び第十五号の二において「新設分割に係る割当ての内容」と

容」という。()その他の新設分割計画の内容

二・ホ (略)

七の三 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は提出会社が消滅することとなる吸収合併が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合に次に掲げる事項

イ 当該吸収合併の相手会社についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(持分会社の場合にあつては、社員(定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員)の氏名又は名称、医療法人及び学校法人等の場合にあつては、理事の氏名)

(4) (略)

ロ〜ハ (略)

七の四 新設合併が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ 当該新設合併における提出会社以外の新設合併消滅会社(会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。)となる

いう。()その他の新設分割計画の内容

二・ホ (略)

七の三 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併若しくは提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は提出会社が消滅することとなる吸収合併が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合に次に掲げる事項

イ 当該吸収合併の相手会社についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(合同会社の場合にあつては、社員(定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員)の氏名又は名称、医療法人及び学校法人等の場合にあつては、理事の氏名)

(4) (略)

ロ〜ハ (略)

七の四 新設合併が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ 当該新設合併における提出会社以外の新設合併消滅会社(会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。以下この号及び第十五号の四において同じ。)となる

会社（合併によつて消滅する医療法人及び学校法人等を含む）

以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（持分会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称、医療法人及び学校法人等の場合にあつては、理事の氏名）

(4) (略)

ロ ホ (略)

八・八の二 (略)

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含み、指名委員会等設置会社である場合は代表執行役、医療法人及び学校法人等である場合は理事長。以下この号において同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなることを又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下この号において同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会並びに医療法第四十八条の三第二項に規定する定時社員総会及び同法第四十九条の三第二項の規定による報告を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）

次に掲げる事項

会社（合併によつて消滅する医療法人及び学校法人等を含む）

以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（合同会社の場合にあつては、社員（定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員）の氏名又は名称、医療法人及び学校法人等の場合にあつては、理事の氏名）

(4) (略)

ロ ホ (略)

八・八の二 (略)

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含み、委員会設置会社である場合は代表執行役、医療法人及び学校法人等である場合は理事長。以下この号において同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなることを又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下この号において同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第二条第六項に規定する普通出資者総会並びに医療法第四十八条の三第二項に規定する定時社員総会及び同法第四十九条の三第二項の規定による報告を含む。）終了後有価証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有価証券報告書に記載されている場合を除く。）次に掲げる事項

イ 二 (略)

九の二 十五の二 (略)

十五の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該吸収合併の相手会社についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(持分会社の場合にあつては、社員(定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員)の氏名又は名称)

(4) (略)

ハ ト (略)

十五の四 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高

イ 二 (略)

九の二 十五の二 (略)

十五の三 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該吸収合併の相手会社についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(合同会社の場合にあつては、社員(定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員)の氏名又は名称)

(4) (略)

ハ ト (略)

十五の四 当該連結会社の資産の額が、当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の三十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併又は当該連結会社の売上高が、当該連結会社の最近連結会計年度の売上高

の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該新設合併における当該連結子会社以外の新設合併消滅会社となる会社についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(持分会社の場合にあつては、社員(定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員)の氏名又は名称)

(4) (略)

八〇へ (略)

十六〇十九 (略)

三〇一十一 (略)

の百分の十以上減少し、若しくは増加することが見込まれる連結子会社の新設合併が行われることが、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該新設合併における当該連結子会社以外の新設合併消滅会社となる会社についての次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(合同会社の場合にあつては、社員(定款で会社の業務を執行する社員を定めた場合には、当該社員)の氏名又は名称)

(4) (略)

八〇へ (略)

十六〇十九 (略)

三〇一十一 (略)

改 正 案	現 行
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略)</p> <p>f この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>g (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 新規発行株式 a～c (略)</p> <p>d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。 (a)・(b) (略)</p> <p>(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下<u>d</u>において同じ。)との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)</p> <p>(d)～(f) (略)</p> <p>e～i (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 新規発行新株予約権証券 a～p (略)</p> <p>q 「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券(同号に規定する新株予約権証券をいう。以下<u>q</u>において同じ。)の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。 (a)・(b) (略)</p> <p>(c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権(法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下<u>q</u>において同じ。)の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。</p> <p>(d)・(e) (略)</p> <p>(f) 引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等(法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下<u>(f)</u>において同じ。)に係る引受人の株券等保有割合(同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下<u>(f)</u>において同じ。)が100分の5を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の5日(日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。)前の日における会社が発行者であ</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～e (略)</p> <p>f この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>g (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 新規発行株式 a～c (略)</p> <p>d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。 (a)・(b) (略)</p> <p>(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下<u>このd</u>において同じ。)との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨)</p> <p>(d)～(f) (略)</p> <p>e～i (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 新規発行新株予約権証券 a～p (略)</p> <p>q 「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券(同号に規定する新株予約権証券をいう。以下<u>このq</u>において同じ。)の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。 (a)・(b) (略)</p> <p>(c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権(法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下<u>このq</u>において同じ。)の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。</p> <p>(d)・(e) (略)</p> <p>(f) 引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等(法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下<u>この(f)</u>において同じ。)に係る引受人の株券等保有割合(同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下<u>この(f)</u>において同じ。)が100分の5を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の5日(日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。)前の日における会社</p>

る株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

(13) ~ (23 - 2) (略)

(23 - 3) 割当予定先の状況

次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先(第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。)ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること。

また、割当予定先が特定引受人(会社法第206条の2第1項又は第244条の2第1項に規定する特定引受人をいう。以下この様式において同じ。)に該当する場合であって、当該特定引受人に関する事項を記載するときには、hに定めるところにより記載すること。

a ~ f (略)

g 割当予定先の実態 割当予定先の株券等について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する者が存在する場合には、その旨及びこれらの権限の内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下gにおいて「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて確認した結果並びにその確認方法を具体的に記載すること。

h 特定引受人に関する事項 次の(a)から(c)までに定める事項を記載すること。

(a) 特定引受人(その子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)を含む。)がその引き受けた募集株式又は募集新株予約権に係る交付株式(同法第244条の2第2項に規定する交付株式をいう。以下hにおいて同じ。)の株主となった場合に有することとなる議決権の数(募集新株予約権である場合には、当該交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数とする。)

(b) (a)の募集株式又は募集新株予約権に係る交付株式に係る議決権の数(募集新株予約権である場合には、当該交付株式に係る最も多い議決権の数とする。)

(c) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数又は当該特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における最も多い総株主の議決権の数

(23 - 4) (略)

(23 - 5) 発行条件に関する事項

a (略)

b この届出書に係る第三者割当による有価証券の発行(以下bにおいて「当該発行」という。)が会社法に定める特に有利な金額又は特に有利な条件による発行(以下bにおいて「有利発行」という。)に該当するものと判断した場合には、その理由及び判断の過程並びに当該発行を有利発行により行う理由を具体的に記載すること。また、当該発行が有利発行に該当しないものと判断した場合には、その理由及び判断の過程を具体的に記載すること。なお、当該発行に係る適法性に関して監査役が表明する意見又は当該判断の参考にした第三者による評価があればその内容を記載すること。

(23 - 6) 大規模な第三者割当に関する事項

この届出書に係る第三者割当により次のいずれかに掲げる場合に該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が届出日後のいずれか一日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、届出日又はその前日のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。

a 第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議決権の数(当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式又は新株予約権(社債に付されているものを含む。以下(23 - 6)及び(23 - 7)において「株式等」という。)に係る議決権の数が大きい場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下(23 - 6)及び(23 - 7)において「割当議決権数」という。)(この届出書に係る株券等の募集又は売出しと並行して行われており、又はこの届出書の提出日前6月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した当該第三者割当により割り当てられ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数(当該第

が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

(13) ~ (23 - 2) (略)

(23 - 3) 割当予定先の状況

次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先(第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。)ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること。

a ~ f (略)

g 割当予定先の実態 割当予定先の株券等について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する者が存在する場合には、その旨及びこれらの権限の内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下このgにおいて「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて確認した結果並びにその確認方法を具体的に記載すること。

(新設)

(23 - 4) (略)

(23 - 5) 発行条件に関する事項

a (略)

b この届出書に係る第三者割当による有価証券の発行(以下このbにおいて「当該発行」という。)が会社法に定める特に有利な金額又は特に有利な条件による発行(以下このbにおいて「有利発行」という。)に該当するものと判断した場合には、その理由及び判断の過程並びに当該発行を有利発行により行う理由を具体的に記載すること。また、当該発行が有利発行に該当しないものと判断した場合には、その理由及び判断の過程を具体的に記載すること。なお、当該発行に係る適法性に関して監査役が表明する意見又は当該判断の参考にした第三者による評価があればその内容を記載すること。

(23 - 6) 大規模な第三者割当に関する事項

この届出書に係る第三者割当により次のa又はbに掲げる場合に該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が届出日後のいずれか一日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、届出日又はその前日のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。

a 第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議決権の数(当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式又は新株予約権(社債に付されているものを含む。以下この(23 - 6)及び(23 - 7)において「株式等」という。)に係る議決権の数が大きい場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下この(23 - 6)及び(23 - 7)において「割当議決権数」という。)(この届出書に係る株券等の募集又は売出しと並行して行われており、又はこの届出書の提出日前6月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した当該第三者割当により割り当てられ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数(当

三者割当以後に株式分割が行われた場合にあっては当該株式分割により増加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあっては当該株式併合により減少した議決権の数を除いた数。以下aにおいて「加算議決権数」という。)を含む。)を提出者の総株主の議決権(「第二部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「(7) 議決権の状況」の「発行済株式」に記載すべき総株主の議決権をいう。以下**b**及び(23-7)のcにおいて同じ。)の数から加算議決権数を控除した数で除した数が0.25以上となる場合

b 割当予定先が割り当てられた割当議決権数を所有した場合に支配株主(提出者の親会社又は提出者の総株主の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主(自己の計算において所有する議決権の数と次の(a)及び(b)に掲げる者が所有する議決権の数とを合計した数が提出者の総株主の議決権の100分の50を超える者に限る。)をいう。)となる者が生じる場合

(a) (略)

(b) その者及びその近親者が当該総株主の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人その他の団体(以下b)において「法人等」という。)並びに当該法人等の子会社

c この届出書に係る第三者割当により特定引受人となる者が生じる場合(bに掲げる場合を除く。)

(23-7) 第三者割当後の大株主の状況

a この届出書に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合(当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに株式等が交付された場合を含む。以下(23-7)において同じ。)における大株主の状況について、(45)のb及びcに準じて記載すること。

b・c (略)

(23-8) 大規模な第三者割当の必要性

a この届出書に係る第三者割当が(23-6)に規定する場合における第三者割当(以下(23-8)において「大規模な第三者割当」という。)に該当する場合には、当該大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容(社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下aにおいて同じ。))を置く株式会社において、当該社外取締役の意見が取締役会の判断と異なる場合には、その意見を含む。)について、具体的に記載すること。

b (略)

(23-9)~(27) (略)

(28) 関係会社の状況

a 最近連結会計年度に係る提出会社の関係会社(非連結子会社、持分法を適用していない関連会社を除く。以下(28)において同じ。)について、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に分けて、その名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容(例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。)を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載することに止めることができる。

なお、連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度に係る提出会社の親会社、関連会社及びその他の関係会社の状況について、これに準じて記載すること。

b~f (略)

g それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。

(a)・(b) (略)

(c) 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況(負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下gにおいて同じ。)にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

(d) (略)

h 最近連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の割合が100分の10を超える場合には、その旨及び当該連結子会社の最近連結会計年

該第三者割当以後に株式分割が行われた場合にあっては当該株式分割により増加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあっては当該株式併合により減少した議決権の数を除いた数。以下このaにおいて「加算議決権数」という。)を含む。)を提出者の総株主の議決権(「第二部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「(7) 議決権の状況」の「発行済株式」に記載すべき総株主の議決権をいう。以下このb及び(23-7)のcにおいて同じ。)の数から加算議決権数を控除した数で除した数が0.25以上となる場合

b 割当予定先が割り当てられた割当議決権数を所有した場合に支配株主(提出者の親会社又は提出者の総株主の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主(自己の計算において所有する議決権の数と次の(a)及び(b)に掲げる者が所有する議決権の数とを合計した数が提出者の総株主の議決権の100分の50を超える者に限る。)をいう。)となる者が生じる場合

(a) (略)

(b) その者及びその近親者が当該総株主の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人その他の団体(以下このb)において「法人等」という。)並びに当該法人等の子会社

(新設)

(23-7) 第三者割当後の大株主の状況

a この届出書に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合(当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに株式等が交付された場合を含む。以下この(23-7)において同じ。)における大株主の状況について、(45)のb及びcに準じて記載すること。

b・c (略)

(23-8) 大規模な第三者割当の必要性

a この届出書に係る第三者割当が(23-6)に規定する場合における第三者割当(以下この(23-8)において「大規模な第三者割当」という。)に該当する場合には、当該大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容について、具体的に記載すること。

b (略)

(23-9)~(27) (略)

(28) 関係会社の状況

a 最近連結会計年度に係る提出会社の関係会社(非連結子会社、持分法を適用していない関連会社を除く。以下この(28)において同じ。)について、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に分けて、その名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容(例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。)を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載することに止めることができる。

なお、連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度に係る提出会社の親会社、関連会社及びその他の関係会社の状況について、これに準じて記載すること。

b~f (略)

g それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。

(a)・(b) (略)

(c) 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況(負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下このgにおいて同じ。)にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

(d) (略)

h 最近連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の割合が100分の10を超える場合には、その旨及び当該連結子会社の最近連結会計年

度における売上高、経常利益金額（又は経常損失金額）、当期純利益金額（又は当期純損失金額）、純資産額及び総資産額（以下hにおいて「主要な損益情報等」という。）を記載すること。

ただし、当該連結子会社が有価証券届出書若しくは有価証券報告書を提出している場合又は最近連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）の割合が100分の90を超える場合には、当該理由を明記することによって、主要な損益情報等の記載を省略することができる。

(29) 従業員の状況

a 最近日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下(29)において同じ。）をセグメント情報に関連付けて記載すること。

また、提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

b・c（略）

(30)～(33)（略）

(34) 経営上の重要な契約等

a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下(34)において同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

b～e（略）

(35)～(37)（略）

(38) 主要な設備の状況

a 最近連結会計年度末（(61)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下aにおいて同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、主要な設備に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載すること。

(a)・(b)（略）

b（略）

c 主要な設備のうちに、連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者。以下cにおいて同じ。）から賃借している設備若しくは連結会社以外の者へ賃貸している設備がある場合又は生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止がある場合（生産能力に100分の10以上の影響を及ぼす場合をいう。）には、その内容を記載すること。

(39)～(47)（略）

(47-2) 従業員株式所有制度の内容

a 提出会社の役員、使用人その他の従業員（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2イ(1)に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以

度における売上高、経常利益金額（又は経常損失金額）、当期純利益金額（又は当期純損失金額）、純資産額及び総資産額（以下このhにおいて「主要な損益情報等」という。）を記載すること。

ただし、当該連結子会社が有価証券届出書若しくは有価証券報告書を提出している場合又は最近連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）の割合が100分の90を超える場合には、当該理由を明記することによって、主要な損益情報等の記載を省略することができる。

(29) 従業員の状況

a 最近日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この(29)において同じ。）をセグメント情報に関連付けて記載すること。

また、提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

b・c（略）

(30)～(33)（略）

(34) 経営上の重要な契約等

a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下この(34)において同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

b～e（略）

(35)～(37)（略）

(38) 主要な設備の状況

a 最近連結会計年度末（(61)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下このaにおいて同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、主要な設備に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載すること。

(a)・(b)（略）

b（略）

c 主要な設備のうちに、連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者。以下このcにおいて同じ。）から賃借している設備若しくは連結会社以外の者へ賃貸している設備がある場合又は生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止がある場合（生産能力に100分の10以上の影響を及ぼす場合をいう。）には、その内容を記載すること。

(39)～(47)（略）

(47-2) 従業員株式所有制度の内容

a 提出会社の役員、使用人その他の従業員（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2イ(1)に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以

下(47-2)において「従業員等持株会」という。)に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度(以下(47-2)において「従業員株式所有制度」という。)を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

(a)~(c) (略)

b (略)

(48)~(55) (略)

(56) 役員状況

a~h (略)

i 役員が社外取締役(社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下i及び(57)のaの(d)において同じ。))に該当する会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において同じ。)又は社外監査役(社外役員に該当する会社法第2条第16号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において同じ。)に該当する場合は、その旨を欄外に注記すること。

(57) コーポレート・ガバナンスの状況

a 提出会社が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券(ただし、法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。)を発行する者である場合には、次のとおり記載すること。

(a) 提出会社の企業統治の体制(企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。)の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、その他の提出会社の企業統治に関する事項(例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役(業務執行取締役等(会社法第2条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。))であるものを除く。以下(57)のbの(a)において同じ。)、会計参与、監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約(いわゆる責任限定契約)を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

(b) 内部監査及び監査役(監査等委員会又は監査委員会)監査の組織、人員(財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。)及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、内部監査、監査役(監査等委員会又は監査委員会)監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c) 社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、社外取締役及び社外監査役の員数並びに各社外取締役及び社外監査役につき、提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

当該社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに当該社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容(これらの基準又は方針がない場合は、その旨)及び当該社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、当該社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役(監査等委員会又は監査委員会)監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

社外取締役又は社外監査役を選任していない場合には、その旨及びそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由を具体的に記載すること。

(d) 提出会社の役員(取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下(d)において同じ。)の報酬等(報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、

下この(47-2)において「従業員等持株会」という。)に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度(以下この(47-2)において「従業員株式所有制度」という。)を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

(a)~(c) (略)

b (略)

(48)~(55) (略)

(56) 役員状況

a~h (略)

i 役員が社外取締役(社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下i及び(57)のaの(d)において同じ。))に該当する社外取締役をいう。(57)のaの(a)及びbの(a)なお書きを除き、以下同じ。)又は社外監査役(社外役員に該当する社外監査役をいう。(57)のaの(a)及びbの(a)を除き、以下同じ。)に該当する場合は、その旨を欄外に注記すること。

(57) コーポレート・ガバナンスの状況

a 提出会社が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券(ただし、法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。)を発行する者である場合には、次のとおり記載すること。

(a) 提出会社の企業統治の体制(企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。)の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、その他の提出会社の企業統治に関する事項(例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約(いわゆる責任限定契約)を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

(b) 内部監査及び監査役(監査委員会)監査の組織、人員(財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。)及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、内部監査、監査役(監査委員会)監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c) 社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、社外取締役及び社外監査役の員数並びに各社外取締役及び社外監査役につき、提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

当該社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに当該社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容(これらの基準又は方針がない場合は、その旨)及び当該社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、当該社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役(監査委員会)監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

社外取締役又は社外監査役を選任していない場合には、その旨及びそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由を具体的に記載すること。

(d) 提出会社の役員(取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この(d)において同じ。)の報酬等(報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において

又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。）をいう。以下（d）において同じ。）について、取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員の区分（以下（d）において「役員区分」という。）ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別（基本報酬、ストックオプション、賞与及び退職慰労金等の区分をいう。以下（d）において同じ。）の総額及び対象となる役員の員数を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下（d）において「連結報酬等」という。）の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること（ただし、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることができる。）。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載すること。

提出日現在において、提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めている場合には、当該方針の内容及び決定方法を記載すること。また、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

（e）提出会社の株式の保有状況について、次のとおり記載すること。

提出会社の最近事業年度に係る貸借対照表に計上されている投資有価証券（財務諸表等規則第32条第1項第1号に掲げる投資有価証券及びこれに準ずる有価証券をいい、提出会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。以下（e）において同じ。）に該当する株式（提出会社が信託財産として保有する株式を除く。以下（e）において「投資株式」という。）のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものについて、銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額を記載すること。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当する株券及び外国の金融商品取引所（令第2条の12の3第4号口に規定する外国の金融商品取引所をいう。）に上場されている株券その他これに準ずる有価証券に係る株式以外の株式（以下（e）において「非上場株式」という。）を除き、純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限（以下（e）において「議決権行使権限」という。）を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。以下（e）において「みなし保有株式」という。）を含む。以下（e）において同じ。）のうち、最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて、銘柄別による投資株式の貸借対照表計上額が提出会社の資本金額（財務諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額）の100分の1を超えるもの（当該投資株式の銘柄数が30に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあっては貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄、特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式を除く。）をいう。以下（e）において同じ。）にあっては貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄。ただし、特定投資株式が20銘柄に満たない場合には、開示すべきみなし保有株式の銘柄数は、30から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数）に該当するもの）について、銘柄、株式数（みなし保有株式の場合には、議決権行使権限の対象となる株式数。以下（e）において同じ。）及び貸借対照表計上額（みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下（e）において同じ。）を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的（みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容）を具体的に記載すること。この場合において、特定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数及び貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載すること。

（略）

受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。）をいう。以下この（d）において同じ。）について、取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員の区分（以下この（d）において「役員区分」という。）ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別（基本報酬、ストックオプション、賞与及び退職慰労金等の区分をいう。以下この（d）において同じ。）の総額及び対象となる役員の員数を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下この（d）において「連結報酬等」という。）の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること（ただし、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることができる。）。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載すること。

提出日現在において、提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めている場合には、当該方針の内容及び決定方法を記載すること。また、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

（e）提出会社の株式の保有状況について、次のとおり記載すること。

提出会社の最近事業年度に係る貸借対照表に計上されている投資有価証券（財務諸表等規則第32条第1項第1号に掲げる投資有価証券及びこれに準ずる有価証券をいい、提出会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。以下この（e）において同じ。）に該当する株式（提出会社が信託財産として保有する株式を除く。以下この（e）において「投資株式」という。）のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものについて、銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額を記載すること。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当する株券及び外国の金融商品取引所（令第2条の12の3第4号口に規定する外国の金融商品取引所をいう。）に上場されている株券その他これに準ずる有価証券に係る株式以外の株式（以下この（e）において「非上場株式」という。）を除き、純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限（以下この（e）において「議決権行使権限」という。）を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。以下この（e）において「みなし保有株式」という。）を含む。以下この（e）において同じ。）のうち、最近事業年度及び最近事業年度のそれぞれについて、銘柄別による投資株式の貸借対照表計上額が提出会社の資本金額（財務諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額）の100分の1を超えるもの（当該投資株式の銘柄数が30に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあっては貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄、特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式を除く。）をいう。以下この（e）において同じ。）にあっては貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄。ただし、特定投資株式が20銘柄に満たない場合には、開示すべきみなし保有株式の銘柄数は、30から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数）に該当するもの）について、銘柄、株式数（みなし保有株式の場合には、議決権行使権限の対象となる株式数。以下この（e）において同じ。）及び貸借対照表計上額（みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下この（e）において同じ。）を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的（みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容）を具体的に記載すること。この場合において、特定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数及び貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載すること。

（略）

提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（以下__において「投資株式計上額」という。）が最も大きい会社（以下__において「最大保有会社」といい、最近事業年度における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第1項第1号に規定する投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第2項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。）をいう。）に区分される株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社）について、会社ごとに区分して、 から までに準じて記載すること。この場合、 における資本金額は提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社（提出会社が最大保有会社に該当しない場合における提出会社を含む。）について、 に規定する「大きい順の30銘柄」は「大きい順の10銘柄」に読み替えるものとする。

b 提出会社がaに規定する者以外の者である場合には、次のとおり記載すること。

(a) 提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容））について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役、会計参与、監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

(b) 内部監査及び監査役（監査等委員会又は監査委員会）監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役（監査等委員会又は監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c) (略)

c～h (略)

(58)～(60) (略)

(61) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）。以下(61)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下(61)及び(66)のbにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下(61)において「第1四半期連結会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下(61)において「第2四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間

b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下(61)において「第3四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における

提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（以下このにおいて「投資株式計上額」という。）が最も大きい会社（以下このにおいて「最大保有会社」といい、最近事業年度における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第1項第1号に規定する投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第2項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。）をいう。）に区分される株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社）について、会社ごとに区分して、 から までに準じて記載すること。この場合、 における資本金額は提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社（提出会社が最大保有会社に該当しない場合における提出会社を含む。）について、 に規定する「大きい順の30銘柄」は「大きい順の10銘柄」に読み替えるものとする。

b 提出会社がaに規定する者以外の者である場合には、次のとおり記載すること。

(a) 提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容））について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

(b) 内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c) (略)

c～h (略)

(58)～(60) (略)

(61) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）。以下この(61)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下この(61)及び(66)のbにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下この(61)において「第1四半期連結会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この(61)において「第2四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間

b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下この(61)において「第3四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度にお

第 2 四半期連結会計期間

c (略)

(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書((60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書)を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下(62)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(63)~(67) (略)

(68) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表((67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表)を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社(特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(74)において同じ。)において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。)には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。))。以下(68)において同じ。)を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近事業年度の次の事業年度(以下(68)並びに(74)のb及びcにおいて「次の事業年度」という。)における最初の四半期会計期間(以下(68)において「第1四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下(68)において「第2四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下(68)において「第3四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c (略)

(69) 損益計算書

a 最近事業年度の損益計算書((67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業

ける第 2 四半期連結会計期間

c (略)

(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書((60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書)を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下この(62)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(63)~(67) (略)

(68) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表((67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表)を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社(特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(74)において同じ。)において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。)には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。))。以下この(68)において同じ。)を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近事業年度の次の事業年度(以下この(68)並びに(74)のb及びcにおいて「次の事業年度」という。)における最初の四半期会計期間(以下この(68)において「第1四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下この(68)において「第2四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下この(68)において「第3四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c (略)

(69) 損益計算書

a 最近事業年度の損益計算書((67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業

年度の損益計算書)を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下(69)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

b (略)

(70)~(87) (略)

年度の損益計算書)を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下この(69)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

b (略)

(70)~(87) (略)

改正案	現 行
<p>第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a ~ e (略) f この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>g (略) (2) ~ (7) (略) (8) 新規発行株式 a ~ c (略) d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。 (a)・(b) (略) (c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下<u>d</u>において同じ。)との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨) (d) ~ (f) (略) e ~ i (略) (9) ~ (11) (略) (12) 新規発行新株予約権証券 a ~ p (略) q 「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券(同号に規定する新株予約権証券をいう。以下<u>q</u>において同じ。)の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。 (a)・(b) (略) (c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権(法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下<u>q</u>において同じ。)の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。 (d)・(e) (略) (f) 引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等(法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下<u>(f)</u>において同じ。)に係る引受人の株券等保有割合(同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下<u>(f)</u>において同じ。)が100分の5を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の5日(日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。)前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。</p>	<p>第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a ~ e (略) f この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>g (略) (2) ~ (7) (略) (8) 新規発行株式 a ~ c (略) d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。 (a)・(b) (略) (c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)について割当予定先(募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下<u>このd</u>において同じ。)との間で締結する予定の取決めの内容(締結する予定がない場合はその旨) (d) ~ (f) (略) e ~ i (略) (9) ~ (11) (略) (12) 新規発行新株予約権証券 a ~ p (略) q 「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。ただし、法第2条第6項第3号に掲げる方法による新株予約権証券(同号に規定する新株予約権証券をいう。以下<u>このq</u>において同じ。)の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。 (a)・(b) (略) (c) 「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権(法第2条第6項第3号に規定する新株予約権をいう。以下<u>このq</u>において同じ。)の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。 (d)・(e) (略) (f) 引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等(法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下<u>この(f)</u>において同じ。)に係る引受人の株券等保有割合(同条第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下<u>この(f)</u>において同じ。)が100分の5を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の5日(日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。)前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。</p>

(13) ~ (59) (略)

(13) ~ (59) (略)

改正案	現 行
<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a～c (略)</p> <p>d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>e (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移 a・b (略)</p> <p>c 第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する事業年度末から2事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては、4事業年度)を経過していない場合には、提出会社の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては、10事業年度。以下cにおいて同じ。)(会社設立後5事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで)に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、bに規定する最も古い連結会計年度と同一の事業年度前に係るものについては、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載することができる。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。</p> <p>(6)～(19) (略)</p> <p>(20) 株式の総数等 a～f (略)</p> <p>g 「発行数」の欄には、当事業年度末現在及び報告書提出日現在の発行数を記載すること。 なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合(商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律第129号)第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券(以下g、(21)及び(23)において「旧転換社債等」という。))を発行している場合を含む。)の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)によるものにより、報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>h～j (略)</p> <p>(21)～(66) (略)</p>	<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a～c (略)</p> <p>d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>e (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移 a・b (略)</p> <p>c 第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する事業年度末から2事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては、4事業年度)を経過していない場合には、提出会社の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては、10事業年度。以下cにおいて同じ。)(会社設立後5事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで)に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、bに規定する最も古い連結会計年度と同一の事業年度前に係るものについては、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載することができる。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨を欄外に注記すること。</p> <p>(6)～(19) (略)</p> <p>(20) 株式の総数等 a～f (略)</p> <p>g 「発行数」の欄には、当事業年度末現在及び報告書提出日現在の発行数を記載すること。 なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合(商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律第129号)第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券(以下このg、(21)及び(23)において「旧転換社債等」という。))を発行している場合を含む。)の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)によるものにより、報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>h～j (略)</p> <p>(21)～(66) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第三号の二様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a ~ c (略)</p> <p>d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(2) ~ (46) (略)</p>	<p>第三号の二様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a ~ c (略)</p> <p>d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(2) ~ (46) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a ~ c (略) d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u> e (略) (2) ~ (7) (略) (8) 経営上の重要な契約等 a 当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下(8)において同じ。)において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。 b ~ e (略) (9) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 a この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容(次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、(23)により「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合は、(28)により「第4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間)である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。 (a) 当四半期連結累計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間。以下aにおいて同じ。)におけるセグメント情報ごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。 (b) ~ (f) (略) b・c (略) (10) 株式の総数等 a ~ f (略)</p>	<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a ~ c (略) d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u> e (略) (2) ~ (7) (略) (8) 経営上の重要な契約等 a 当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下この(8)において同じ。)において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。 b ~ e (略) (9) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 a この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容(次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、(23)により「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合は、(28)により「第4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間)である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。 (a) 当四半期連結累計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間。以下このaにおいて同じ。)におけるセグメント情報ごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。 (b) ~ (f) (略) b・c (略) (10) 株式の総数等 a ~ f (略)</p>

g 「発行数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。
なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下g及び（14）において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、四半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

h～j（略）

（11）～（17）（略）

（18）経理の状況

a～d（略）

e 提出会社が特定事業会社であって、（30）により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下（18）において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

f～h（略）

（19）～（36）（略）

g 「発行数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下このg及び（14）において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、四半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

h～j（略）

（11）～（17）（略）

（18）経理の状況

a～d（略）

e 提出会社が特定事業会社であって、（30）により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下この（18）において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

f～h（略）

（19）～（36）（略）

改正案	現 行
<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a ~ c (略) d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(2) ~ (6) (略) (7) 関係会社の状況 a 当中間連結会計期間において、提出会社の関係会社(重要性の乏しい関係会社を除く。以下(7)において同じ。)に異動があった場合には、その内容を記載すること。 また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容(例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。)について記載すること。 なお、中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。 b ~ e (略) f 新たに関係会社となった会社等について、次に掲げる事項を記載すること。 (a)・(b) (略) (c) 中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況(負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下fにおいて同じ。)にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額 (d) (略) (8) ~ (11-2) (略) (12) 経営上の重要な契約等 a 当中間連結会計期間(中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下(12)において同じ。)において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。 b ~ e (略)</p>	<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a ~ c (略) d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(2) ~ (6) (略) (7) 関係会社の状況 a 当中間連結会計期間において、提出会社の関係会社(重要性の乏しい関係会社を除く。以下この(7)において同じ。)に異動があった場合には、その内容を記載すること。 また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容(例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。)について記載すること。 なお、中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。 b ~ e (略) f 新たに関係会社となった会社等について、次に掲げる事項を記載すること。 (a)・(b) (略) (c) 中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況(負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下このfにおいて同じ。)にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額 (d) (略) (8) ~ (11-2) (略) (12) 経営上の重要な契約等 a 当中間連結会計期間(中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下この(12)において同じ。)において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産(吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社(吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。 b ~ e (略)</p>

(13) ~ (14) (略)

(15) 設備の新設、除却等の計画

a 前連結会計年度末(中間連結財務諸表を作成していない場合には前事業年度末。以下(15)において同じ。)において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間(中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下(15)において同じ。)に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けて、変更の内容を記載すること。

b・c (略)

(16) 株式の総数等

a ~ f (略)

g 「発行数」の欄には、当中間会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合(商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律第129号)第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券(以下c、(17)及び(19)において「旧転換社債等」という。)を発行している場合を含む。)の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)によるものに限り、半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

h ~ j (略)

(17) ~ (23) (略)

(24) 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表(以下(24)において「中間連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。

b ~ f (略)

(25) ~ (46) (略)

(13) ~ (14) (略)

(15) 設備の新設、除却等の計画

a 前連結会計年度末(中間連結財務諸表を作成していない場合には前事業年度末。以下この(15)において同じ。)において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間(中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。以下この(15)において同じ。)に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けて、変更の内容を記載すること。

b・c (略)

(16) 株式の総数等

a ~ f (略)

g 「発行数」の欄には、当中間会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合(商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律第129号)第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券(以下このc、(17)及び(19)において「旧転換社債等」という。)を発行している場合を含む。)の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)によるものに限り、半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

h ~ j (略)

(17) ~ (23) (略)

(24) 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表(以下この(24)において「中間連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。

b ~ f (略)

(25) ~ (46) (略)

改正案	現 行
<p>第五号の四様式 【表紙】 【提出書類】 親会社等状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第 435 条第 2 項及び会社計算規則第 59 条第 1 項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書(以下「計算書類等」という。)を記載すること(同法第 436 条第 1 項及び第 2 項の規定による監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)の監査に係る監査報告及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該会計監査人の監査に係る監査報告を当該計算書類等に添付すること。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>第五号の四様式 【表紙】 【提出書類】 親会社等状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第 435 条第 2 項及び会社計算規則第 59 条第 1 項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書(以下「計算書類等」という。)を記載すること(同法第 436 条第 1 項及び第 2 項の規定による監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)の監査に係る監査報告及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該会計監査人の監査に係る監査報告を当該計算書類等に添付すること。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第十号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 親会社等状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>以下に掲げるものを除き、第八号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第435条第2項及び会社計算規則第59条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書に準ずるもの(以下「計算書類等」という。)を記載すること(同法第436条第1項及び第2項の規定による監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)の監査に係る監査報告に準ずるもの及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該監査に係る監査報告に準ずるものを当該計算書類等に添付すること。)</p> <p>ただし、計算書類等のうちに、当該親会社等の属する国の法令又は慣行により作成することとされていない書類がある場合には、当該書類の記載に代えて、その旨を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第十号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 親会社等状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>以下に掲げるものを除き、第八号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の会社法第435条第2項及び会社計算規則第59条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及びこれらの附属明細書に準ずるもの(以下「計算書類等」という。)を記載すること(同法第436条第1項及び第2項の規定による監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)の監査に係る監査報告に準ずるもの及び同項の規定による会計監査人の監査を受けている場合の当該監査に係る監査報告に準ずるものを当該計算書類等に添付すること。)</p> <p>ただし、計算書類等のうちに、当該親会社等の属する国の法令又は慣行により作成することとされていない書類がある場合には、当該書類の記載に代えて、その旨を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第十七号様式 【表紙】 【提出書類】 自己株券買付状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1 一般的事項 (1) (略) (2) この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(3) (略) 2~4 (略)</p>	<p>第十七号様式 【表紙】 【提出書類】 自己株券買付状況報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1 一般的事項 (1) (略) (2) この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、<u>委員会設置会社</u>については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、<u>会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</u></p> <p>(3) (略) 2~4 (略)</p>